

阪南市住宅改修支援事業実施要綱（案）

平成19年阪南市公告第5号

（目的）

第1条 この要綱は、介護支援専門員その他住宅改修について専門性を有する者（指定居宅介護支援事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所という。）に属する者を含む。以下「介護支援専門員等」という。）が行う住宅改修に係る業務を支援し、もって高齢者の保健福祉サービスの向上に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は、阪南市（以下「市」という。）とする。

（支援事業費の要件）

第3条 市は、次の要件に該当する介護支援専門員等に対し、予算の範囲内で支援事業費を支給する。

(1) 当該理由書については、居宅介護住宅改修費等の支給対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる次に掲げる者が作成したものであること。

ア 介護支援専門員

イ 作業療法士

ウ 理学療法士

エ 福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上の者

オ その他市長が認めた者

(2) 居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、阪南市介護保険住宅改修に係る事前申請実施要綱（平成18年阪南市公告第10号）第2条に規定する阪南市介護保険居宅介護（予防）住宅改修事前申請書及び阪南市介護保険条例施行規則（平成12年

居宅介護

阪南市規則第13号)第15条に規定する 介護保険 住宅改
介護予防

修費支給申請書(以下「申請書」という。)に添付する住宅改修に係る理由書(以下「理由書」という。)の作成業務(以下「住宅改修費理由書作成業務」という。)を行うこと。

(3) 当該住宅改修費理由書作成業務に係る理由書を添付した申請書を市長に提出すること。

(支援事業費)

第4条 前条の支援事業費は、理由書1件当たり2,000円とする。

(支援事業費の請求)

第5条 介護支援専門員等は、支援事業費の支給を受けようとするときは、住宅改修理由書等作成料請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(支援事業費の支給)

第6条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を確認し、第3条の規定により支援事業費を介護支援専門員等に支給するものとする。

(費用の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する支援事業費の支給を受けた者に対して、その金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(阪南市短期入所振替利用及び住宅改修支援事業実施要綱の廃止)

2 阪南市短期入所振替利用及び住宅改修支援事業実施要綱（平成13年2月7日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。